



横浜市議員・自民党

小松のりあき

私の政治信条は「責務は安全」

市民の皆さまより横浜市政を負託された議員として「安全で安心して暮らせる環境を創りあげることが責務」を信念に、市政に取り組んでいます。

市政レポート平成30年2月号<No.10>

編集・発行：小松のりあき政務活動事務所 横浜市神奈川区六角橋2-5-24 TEL:045-491-7515

大規模災害時の救助権限を、神奈川県から横浜市へ

「災害救助法」抜本的な見直しを

平成23年の東日本大震災、28年熊本地震など大規模災害が頻発し、さらに南海トラフ地震や首都直下型地震などによる大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生する恐れが指摘されてます。大規模災害が発生した場合、大都市横浜では、防災、応急救助、復興、復旧まで切れ目なく一体的な災害対応が必要ですが、現行の災害対応法制では、大規模災害時には道府県に救助権限が移り、横浜市がもつ災害対応力を迅速かつ最大限に発揮できる仕組みになっていません。

横浜市会、「法制度見直しの意見書」を国に提出

阪神・淡路大震災以降、指定都市から災害救助法における救助の実施権限を道府県から移譲を求める要望を行ってきましたが、国は、救助の実施の一部を市町村に事務委任できることが定められており、現行規定でも対応可能としています。「横浜消防」は装備や実力においても国内自治体のトップクラス、また、18区には土木事務所が配備されており、災害発生時には最前線の現場でいち早く災害対応ができる体制を整えています。

そこで私は、昨年予算特別委員会で現行打開へ、指定都市市長会会長を務める林市長に「指定都市における救助法見直しについて」を質問しました。さらに昨年9月、横浜市会をはじめ指定都市議会はそれぞれが法制度の見直しを求める意見書を国に提出し、小此木八郎防災担当大臣、菅義偉官房長官へ要望活動を行った結果、昨年末、内閣府より都道府県と同等の災害対応能力を持ち、基準に適合し権限移譲を希望する指定都市を内閣総理大臣が指定して、災害救助法の救助主体とする「指定制度」の創設が提案されました。



政令指定都市特別高度救助隊

災害救助法改正、見直しの骨子

指定都市制度を創設

都道府県と同等の災害対応能力を持ち、権限移譲を希望する指定都市を内閣総理大臣が指定し災害救助法の救助主体にする。

救助主体が多様化することにより、都道府県は指定都市以外の救助と広域調整に注力できる。

国との協議を簡素化

内閣総理大臣に指定された指定都市は災害救助法適用の災害時に、救助内容について内閣府と直接調整できるようにする。

より現地の実情に応じた、柔軟な災害救助活動が可能になる。

都道府県の広域調整機能の明確化

都道府県における広域調整（市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、必要な助言）について明確にする。

都道府県内の広域調整機能や適切な資源配分機能が強化する。

仙台市における応急仮設住宅整備の事例

仙台市では東日本大震災後、被災者への応急仮設住宅建設整備では、早期に用地を確保していたにもかかわらず、住宅建設スケジュールを宮城県がコントロールし、その着工が相当期間遅れてしまいました。理由は県内市町との均衡確保で、建設に関する権限が必要な時期に仙台市長ではなく宮城県知事にあることでした。大規模災害時における、国、県、市の役割分担の相違が露呈されました。



地域の暮らしに欠かせない役割を担う、自治会町内会

370万市民が生活する横浜市は、人口増加などによるごみ問題などをはじめ、生活環境・住宅問題などの多くの都市問題が発生し、自治会町内会では、その時々で地域の課題の解決に積極的に取り組みながら、地域の将来やニーズを考慮した地道な活動を行っています。

さらに、安心・安全な、住みよい街づくりが最も重要な課題としてあげられる昨今では、市民にとって日頃の犯罪に対する目配りや災害など不測の事態や緊急の課題にも対応する、最も身近な拠り所として、地域の日頃の付き合いや人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割はますます重要になっています。

《地域の安全・安心 その1》

各自治会町内会が連携して活動

自治会町内会は防災や福祉、美化活動など安全安心で住みやすい地域づくりを目指す活動や、お祭りや運動会などのレクリエーション活動を行っています。横浜市内には、平成29年4月現在で2,867団体の自治会町内会が組織され、約123万世帯(市民全体の74.8%)の市民が加入しています。

近隣の自治会町内会が連携し、広域的な地域課題解決に取り組む

神奈川区では、180の自治会町内会が組織され、85,664所帯(全体の70.5%)の区民が加入、自治会町内会が、地域ごとに連合自治会町内会(21団体)を組織し、広域的な地域課題にも取り組んでいます。さらに各地区連合自治会町内会の会長は、神奈川区連合町内会自治会連絡協議会を組織して、相互に協力しながら区内の発展を図ることを目的に活動しています。

神奈川大学と周辺町内会は、大規模地震時に減災応援協力を締結

神奈川大学は、2014年1月に周辺地域の減災に向けて、中丸町内会、六角橋南町内会、斎藤分町北部自治会、斎藤分南部町内会と減災応援協力覚書を締結しました。木造住宅密集地域の神奈川大学周辺地域において神奈川大学が、消火や救助、応急手当等を、相互協力することで地域全体の減災を図るものです。なお、こうした大学と地域団体の減災応援協力は横浜市内初の取り組みです。

《地域の安全・安心 その2》

横浜市、活動へ積極的に支援

地域活動推進費の補助

自治会町内会等が実施する防犯、防災、環境美化など公益性の高い活動やレクリエーション活動などの事業費、総会開催費などの事務費に対して補助を行っています。

自治会町内会館整備助成

地域活動の拠点となる自治会町内会館の整備を促進し、身近な活動の場の充実を図るため、新築・増築・改修・修繕など会館整備、防犯灯の維持や防犯カメラ等の維持・設置補助、防災活動の補助等を行っています。

区役所が支援窓口

加入受付や相談、加入促進パンフレットの作成や配布、宅建協会との連携による加入促進の働きかけ、自治会町内会の活動の広報等を行い、自治会町内会の活動を支援しています。

行政との協働により身近な公共的活動への取組み

自治会町内会は、地域の防犯・防災・防火活動をはじめ、3R夢活動などのリサイクル、環境美化活動、保健衛生活動など行政との協働により身近な公共的活動に積極的に取り組んでいます。また、横浜市の依頼を受け、民生委員や保健活動推進員、環境事業推進員など様々な委員を自治会町内会から推薦し、福祉、保健などの分野における地域での対応や、行政の様々な事業等へ協力を行っています。

《地域の安全・安心 その3》

自民党横浜市会議員団の取組み

私が幼い頃に当たり前にあった「向こう3軒両隣」、近年、地域社会のつながりが希薄化する中で少子高齢化が進み、高齢者の見守り、子供の居場所づくり、災害時における助け合い、地域の防犯などの課題解決には自治会町内会を基盤とした地域活動を充実させることで地域の安全が構築されます。

自民党横浜市会議員団は、自治会、町内会、消防団などの活動を支援し、地域における行政との協働を推進させる「地域の絆を育む条例」を議員提案し制定、市民の役割、市の責務を定め地域で支えあう社会の構築を目指しています。